

社江守土地改良区 定 款（案）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第 2 条 この土地改良区は、社江守土地改良区という。
2. この土地改良区の認可番号は、福井土改区第87号である。

（地 区）

第 3 条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域および別表調書に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く）とする。
福井市
大町の一部、別所町の一部、下六条町の一部、西谷、
舞屋町、江守中、江守中町、種池町、種池、南江守町

（事 業）

第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

（1） 下記幹線用水施設の維持管理

用 水 路	範 囲
社江守	始点 福井市上六条町地係の木田・社江守分木工から 終点 福井市舞屋町12字407番地先の分木工まで
江守	始点 福井市舞屋町12字407番地先の分木工から 終点 福井市種池1丁目811番地先まで
南江守	始点 福井市舞屋町12字407番地先の分木工から 終点 福井市南江守町10字2番地先まで

（2） 別表（一定地域調書）下段に掲げる区域の揚水機場、支線用水路、排水路及び農道の維持管理

（3） 地域用水機能増進事業 足羽川頭首工地区によって造成された環境施設等の維持管理。

（4） 地区全域にわたる農用地、又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧又は突発事故復旧

2. この土地改良区は、第1項各号の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で、当該施設を他の目的に使用させることができる。

第 5 条 この土地改良区は、足羽川に設置された足羽川堰堤頭首工並びにその附帯施設の維持管理を他の土地改良区と共同して行なうため、足羽川堰堤土地改良区連合に所属する。

(事務所の所在地)

第 6 条 この土地改良区の事務所は、福井市安波賀中島町 2 字 2 番 1 に置く。

(公告の方法)

第 7 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示し、且必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第 2 章 会 議

(総代会)

第 8 条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第 9 条 総代の定数は 30 人とする。

(総代の選挙)

第 10 条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2. この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関する必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第 11 条 総代の任期は 4 年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する法第 29 条の 3 第 1 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2. 前項ただし書きに規定する選挙が総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第 12 条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第 13 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする

(組合員の請求による会議招集)

第 14 条 組合員が、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、

理事長は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面による議決)

第15条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。

2. 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の前日(通知で別に定めたときは、その日時)までに土地改良区に提出しなければならない。

(議決方法の特例等)

第16条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規定の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散、その他重要事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

(特例の議決権)

第17条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して総代の半数以上の出席がないため、更に20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席しその議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第18条 総代会の議長は出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第19条 第14条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

(役員の数)

第20条 この土地改良区の役員定数は、理事9人及び監事3人とする。

2. 前項の理事定数のうち、5分の3以上は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者(組合員である法人の業務を執行する役員を含む。)とす

(役員の選任)

第21条 役員は組合員のうちから総代会において選任する。

2. この定款に定めるもののほか、役員の選任に関する必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第 22 条 理事は、理事長 1 人及び副理事長 1 人を互選するものとする。

第 23 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2. 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3. 理事は、あらかじめ理事会において定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 24 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。
但し、規約の定めるところにより、軽易な常務については理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 25 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき、総代会及び理事会に報告し意見を述べなければならない。

2. 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第 26 条 役員の任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。但し、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選、法第 136 条の規定による議決の取消による選任ならびに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2. 前項のただし書きに規定する選任が役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第 27 条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときはその職を失う。

第 4 章 経 費 の 分 担

(経費分担の基準)

第 28 条 第 4 条第 1 項各号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る

土地につき地積割に賦課する。

2. 第5条による足羽川堰堤土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。
3. 前2項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第29条 この土地改良区は、土地改良法第91条の規定に基づき、次の県営土地改良事業の分担金を負担する。

(1) 県営土地改良事業（足羽川地区）農業用排水施設事業「基幹水利施設ストックマネジメント事業」

2. 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第30条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第31条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い本人自らこれにあたり又は代人をもってこれを履行することができる。

2. 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第32条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第33条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、次の事業に係る特別徴収金を負担する。

(1) 県営土地改良事業（足羽川地区）農業用排水施設事業「基幹水利施設ストックマネジメント事業」

2. 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第34条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第 35 条 第28条、第29条、第32条又は第33条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期日内に履行せず若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき年14.6%の割合に乗じて計算した額の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料200円を過怠金として徴収する。

2. 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、更にその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3. 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 連 合 議 員

(土地改良区連合議員)

第 36 条 この土地改良区が加入する足羽川堰堤土地改良区連合の議員の定数は、当該土地改良区連合の定款で定める人数とし、総代会において組合員の中から選任する。

2. 議員の任期は当該土地改良区連合の定款で定めるところによる。

(連合議員の失職)

第 37 条 前条の規定により選任した議員が、組合員の資格を失ったときは、議員の職を失う。

第 6 章 雑 則

(加入金)

第 38 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2. 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 39 条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第35条の規定を準用する。

(基本財産)

第 40 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

(財産の分配の制限)

第 41 条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 42 条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委 任)

第 43 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この変更定款中、第 10 条の規定の変更は、現任総代の任期満了その他の事由による次期の総代選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

この定款は、昭和27年7月25日より施行する。

この変更定款は、昭和38年9月27日より施行する。

この変更定款は、昭和42年2月4日より施行する。

この変更定款は、昭和50年6月25日より施行する。

この変更定款は、昭和57年7月2日より施行する。

この変更定款は、平成2年11月27日より施行する。

この変更定款は、平成6年4月19日より施行する。

この変更定款は、平成11年9月1日より施行する。

この変更定款は、平成23年3月3日より施行する。

この変更定款は、平成25年5月29日より施行する。

この変更定款は、平成28年4月21日より施行する。

この変更定款は、平成30年4月2日より施行する。

この変更定款は、平成31年4月1日より施行する。

この変更定款は、令和4年4月1日より施行する。

この変更定款は、令和7年4月1日より施行する。

この変更定款は、令和8年3月24日より施行する。

この変更定款は、令和 年 月 日より施行する。

(別 表)

一 定 地 域 調 書

社江守土地改良区

令和8年1月1日 現在

市町村	大字	字	備考
福井市	下六条町	10・20～24・36・40 一円の田	
	大町	8～12・17～28 一円の田	
	別所町	10・11・17・18・20～22 一円の田	
	舞屋町	2・4・5・10・12・20 一円の田	
	種池町	4・11・12・19・20 一円の田	
	種池	1丁目 一円の田	
	江守中	1丁目・2丁目 一円の田	
	江守中町	28・29・3街区 一円の田	
	西谷	1丁目・2丁目・3丁目 一円の田	
	南江守町	3・10・12・13・29・30・47・51・52・71～79 一円の田	

上記のうち、揚水機場、支線用水路、排水路及び農道を管理する区域

市町村	大字	字	備考
福井市	種池町	4・11・19・20 一円の田	
	江守中町	28・29 一円の田	
	南江守町	71～79 一円の田	